

引受保険会社		あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京海上日動火災保険株式会社
補償内容等			
保険期間		2025 年 11 月 1 日午後 4 時～ 2026 年 11 月 1 日午後 4 時	2026 年 11 月 1 日午後 4 時～ 2027 年 11 月 1 日午後 4 時
保険料払込方法		毎月の給与より引き去ります。(毎年 1 月より控除開始)	
保険料体系		2025 年度のご契約と比較して保険料が一部変更となっております。 別途パンフレット P**「団体保険のご案内」をご参照ください。	
基本補償		同等(詳細はパンフレット等をご参照ください。)	
各種特約の有無およびその内容	就業中不担保	『業務上の身体障害対象外特約』 業務上の事由または通勤(傷害のみ)により被った傷害・疾病を直接の結果として就業障害となった場合は、保険金を支払いません。	『業務上の身体障害不担保特約』 同左
	精神障害特約	『精神障害補償特約(B)』 以下の精神障害を原因とした就業障害について保険金を支払います。 ① 平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中の分類番号 F20 から F29 に該当する精神障害 ② 平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中の分類番号 F30 から F38 に該当する精神障害 例:F00～F09(認知症等)F40～F48(不安障害・適応障害等)、F50～99(摂食障害、発達障害等)は対象外となります。	『認知症・メンタル疾患補償特約(正式名称:精神障害補償特約(D))』 以下の精神障害を原因とした就業障害について保険金を支払います。 ① 平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中の分類番号 F00 から F09 に該当する精神障害 ② 平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中の分類番号 F20 から F99 に該当する精神障害 例:F10～F19(アルコール／オピオイド(麻薬)／タバコ(ニコチン)による精神および行動の障害等)は対象外となります。
その他		□数の追加をご希望の場合、再度の告知が必要になります。 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社とは告知内容が異なりますので ご注意ください。(今年度□数変更のない方は再度の告知不要です。)	